



平成 22 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 国際チャート株式会社
代表者名 代表取締役社長 勝部 泰弘
(コード番号：3956)
問合せ先 執行役員経営管理センター長
川澄 洋一
電 話 048-728-8169

定款一部変更に関するお知らせ

本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 18 日開催予定の当社第 51 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、大阪証券取引所の JASDAQ 等における企業行動規範に関する規則の特例を遵守し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的に、第 5 章「監査役」に所要の変更を行い「監査役会」を設置するとともに、第 6 章「会計監査人」を新設するものであります。
- (2) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更及び条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 3 条 <条文記載省略> (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役	第 1 条～第 3 条 <現行どおり> (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>

現行定款	変更案
第5条～第26条 <条文記載省略>	第5条～第26条 <現行どおり>
第5章 監査役	第5章 監査役および <u>監査役会</u>
第27条～第30条 <条文記載省略>	第27条～第30条 <現行どおり>
<新設>	<u>(常勤の監査役)</u>
<新設>	<u>第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>
<新設>	<u>(監査役会の招集通知)</u>
<新設>	<u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u>
<新設>	<u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>
<新設>	<u>(監査役会の決議方法)</u>
<新設>	<u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
<新設>	<u>(監査役会の議事録)</u>
<新設>	<u>第34条 監査役会の議事録は、法令の定めるところにより書面をもって作成し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u>
<新設>	<u>(監査役会規則)</u>
<新設>	<u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>
<新設>	<u>(監査役の責任免除)</u>
<新設>	<u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423</u>

現行定款	変更案
	<p>条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<新設>	第6章 会計監査人
<新設>	(選任方法)
<新設>	第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
<新設>	(任期)
<新設>	第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
<新設>	② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとする。
<新設>	(報酬等)
<新設>	第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第6章 計算	第7章 計算
第31条～第34条 <条文記載省略>	第40条～第43条 <現行どおり>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成22年6月18日（予定）

定款変更の効力発生日

平成22年6月18日（予定）

以上